|  |
| --- |
| 松阪市文化センター使用許可通知書年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様　次のとおり通知します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松阪市長　　　　　　　　　印 |
| 申請者（主催者） | 住　　所　**〒** |
| 氏名・又は名称・代表者 | 印　 電話　　　　（　　）　　　　　　　　　　　 |
| 会場責任者 | 住所 |  |
| 氏名 | 印　 電話　　　　（　　）　　　　　　　　　　　 |
| 施設 | 松阪市民文化会館　　　　　　　　□ホール　　□リハーサル室1　 □リハーサル室2　　□リハーサル室3松阪コミュニティ文化センター　　□ホール　　□リハーサル室松阪市嬉野ふるさと会館　　　　　□ホール　　□多目的ホール　　□会議室　　□応接室 |
| 催物　名称 |  |
| 催物　種類 | □式典　□講演会　□映画　□演劇　□演奏会　□音楽発表会□歌謡　□民謡　　□舞踊　□その他（　　　　） |
| 使　　用　　内　　容 | 使用日 | 年　 月　 日（　 曜）祝 | 年　 月　 日（　 曜）祝 | 年　 月　 日（　 曜）祝 |
| 使用時間 | ：　　 から 　　： | ：　　 から 　　： | ：　　 から 　　： |
| 形態 | 　　準備　　　リハーサル　　本番　仕込み　片付け | 　　準備　　　リハーサル　　本番　仕込み　片付け | 　　準備　　　リハーサル　　本番　仕込み　片付け |
| 本番 | 開場 | 開演 | 終演 | 開場 | 開演 | 終演 | 開場 | 開演 | 終演 |
| ： | ： | ： | ： | ： | ： | ： | ： | ： |
| 入場方法入場料 | 関係者　　　　　　　一般有料（　　　　　円）無料 | 関係者　　　　　　　一般有料（　　　　　円）無料 | 関係者　　　　　　　一般有料（　　　　　円）無料 |
| 集合人数 | 人 | 人 | 人 |
| 特記事項 |  |
| 　　（単位：円） |
| 使　　用　　料 | 区分　　　　　　　　　　　　使用日 | 月 　日（　　曜） | 月 　日（　　曜） | 月 　日（　　曜） |
| 基本 | 全　日（ 9:00～22:00） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 午　前（ 9:00～12:00） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 午　後（13:00～17:00） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 夜　間（18:00～22:00） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 基本使用料計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 減　免（　　％）金　額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 減　免　後　の　金　額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 納　　　　入　　　　額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 附属設備等使用料 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

* 冷暖房附属設備等の使用料金は、使用後指定する日までに納付すること。
* 裏面の使用上の注意事項を順守すること。

（裏）

**１．使用者等の遵守事項**

(1) 使用施設の定員を越えて入場させないこと。

(2) 許可された以外の施設及び附属設備を使用しないこと。

(3) 許可なしに附属設備を会館外に持ち出さないこと。

(4) 許可なしに火気を使用しないこと。

(5) 許可なしに建物等にはり紙をし、又は釘等持ち込まないこと。

(6) 許可なしに物品の販売をし、又は金品の寄付募集をしないこと。

(7) 許可なしに写真撮影をしないこと。

(8) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。

(9) 定められた場所以外で喫煙しないこと。

(10) ホール内において飲食しないこと。

(11) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。

(12) その他係員の指示に従うこと。

**２．使用許可の取消し等**

条例第10条の規定に基づき、松阪市長が次のいずれかに該当すると認めたときは、使用の

許可を取消し、若しくは使用を変更し、又は使用を中止されることがあります。

(1) 松阪市長の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為によりセンターの使用の許可を受けたとき。

(3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。